指定管理者候補者の選定について (答申)

令和5年11月 美里町指定管理者候補者選定委員会

第1 審査概要

1 審査日時及び開催場所

日 時 令和5年11月14日(火) 午後2時から4時まで

場 所 美里町役場本庁舎3階大会議室

2 美里町指定管理者候補者選定委員会委員

| 氏 名 | 役職 | 区 分 | 備考 |
|---------|-----|-------|-------|
| 佐々木 秀之 | 会 長 | 学識経験者 | 大学教員 |
| 鈴 木 絢 子 | 副会長 | 学識経験者 | 弁 護 士 |
| 鈴木 秀総 | 委 員 | 学識経験者 | 公認会計士 |
| 三島洋輔 | 委 員 | 学識経験者 | 金融機関 |
| 平 吹 淳 | 委 員 | 公募 | 会 社 員 |

3 公募・非公募の別非公募(1者指名)

(1) 公の施設の名称、指定管理期間

① 対象施設 美里町本小牛田コミュニティセンター及び美里町下小牛田コミュニティセンター(美里町下小牛田

地区農村集落多目的共同利用施設)

② 指定管理期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 5年間

③ 申請期間 令和5年10月 5日(木)から 令和5年10月31日(火)まで

(2) 指名候補者

- ① 団体名 本小牛田コミュニティ推進協議会
- ② 所在地 宮城県遠田郡美里町南小牛田字町浦10番地8
- ③ 代表者 会長 佐藤 勝栄

4 審查経過

(1) 諮問

【令和5年度第3回委員会・・・令和5年10月4日(水)】 美里町本小牛田コミュニティセンター及び美里町下小牛田コミュニテ イセンター(美里町下小牛田地区農村集落多目的共同利用施設)指定管理者候補者の選定に係る審査を行い、その結果を答申するよう、町長より諮問を受けた。

(2) 留意事項及び審査基準の確認

【令和5年度第3回委員会・・・令和5年10月4日(水)】 留意事項、仕様書についての説明を受け、選定評価基準の確認を行った。

(3)審査

【令和5年度第4回委員会・・・令和5年11月14日(火)】 指名候補者から提出された申請書類審査及び指名候補者によるプレゼ ンテーションを行い、ヒアリングを実施し審査を行った。

第2 審査の方法及び結果

- 1 審査の方法
- (1)申請書類及び指名候補者によるプレゼンテーションの審査を行い、各委員が選定評価基準(100点満点)に基づき採点を行う。
- (2) 各委員の採点を合計し、平均値を算出する。
- (3)各委員の平均値が最低基準点60点を上回った場合、指定管理者候補者として選定する。なお、点数は非公開とする。

審査事項は、次のとおりである。

- (1) 基本方針
 - ① 施設管理運営の基本的な考え方 ア 役割、課題に対する考え方
 - イ 管理運営に関する考え方
 - ② 施設管理運営の5年間の目標と推進方策
 - ア 目標について
 - イ 推進方策について
- (2) 事業計画
 - ① 計画的な事業展開について
 - ② 利用者サービスの向上について ア 利用者サービス向上のための取組について

イ 広報活動・利用促進について

(3) 管理運営

- ① 運営体制に関する基本的な考え方について
 - ア 効率的かつ安定的な運営体制の確立
 - イ 人材育成について
 - ウ 危機管理への対応について
 - エ 個人情報保護及び情報公開に対する取組について
- ② 施設の維持管理について
- ③ モニタリングの実施について
- (4) 収支計画について
 - ① 美里町本小牛田コミュニティセンターの収支計画について
 - ② 美里町下小牛田コミュニティセンター (美里町下小牛田地区農村集 落多目的共同利用施設) の収支計画について
- (5) 自主提案
- (6) プレゼンテーション能力

2 審査結果

| 指名候補者 | 結 果 |
|-----------------|-----|
| 本小牛田コミュニティ推進協議会 | 選定 |

3 指定管理者候補者の選定

申請書類及び指名候補者によるプレゼンテーションの審査の結果、100 点を満点とし、最低基準点60点を上回った本小牛田コミュニティ推進協議 会を指定管理者候補者として選定した。

第3 総 評

美里町本小牛田コミュニティセンター及び美里町下小牛田コミュニティセンター(美里町下小牛田地区農村集落多目的共同利用施設)は、「町民の自主的な活動を通じ、交流を促進するとともに人と人とのつながりを深め、コミュニティ意識の向上とコミュニティ活動の充実を図ること」を目的とした施設であり、指定管理者には設置目的を実現するための事業を実施していくことが求められる。

本小牛田コミュニティ推進協議会は、地域住民で組織され自ら設立した団体であり、平成23年度から指定管理者として13年間、施設管理及び各種事業を行っている。この間、地域住民の活動拠点として施設の意義を十分に理解し、同協議会の会員である地域住民と連携を取りながら管理運営を行ってきたことを評価し、公募によらず、同協議会を当該施設の指名候補者とすることが適当であると判断した。

同協議会を指定管理者とすることにより施設と地域との関わりが密になることが期待され、その中でも地域で活かせる自分発見講座や世代間交流等の企画が提案されており、さらなる地域社会への貢献及びコミュニティ活動の充実が期待できる。

以上のことから、本小牛田コミュニティ推進協議会を美里町本小牛田コミュニティセンター及び美里町下小牛田コミュニティセンター(美里町下小牛田地区農村集落多目的共同利用施設)の指定管理者候補者として選定した。

最後に指定管理者の事業展開を町が適切にサポートしながら、美里町本小牛田コミュニティセンター及び美里町下小牛田コミュニティセンター(美里町下小牛田地区農村集落多目的共同利用施設)を活用した地域のコミュニケーションの活性化、地域の活力の発揮に繋げていただくように申し添える。